

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	精神保健福祉法による費用の徴収(措置入院)に関する事務 基礎項目評価

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大分県は、精神保健福祉法による費用の徴収(措置入院)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大分県知事

## 公表日

令和7年12月26日

[令和7年5月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神保健福祉法による費用の徴収(措置入院)に関する事務
②事務の概要	1 事務の概要 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号、以下「法」という。)に基づき、県は、法第29条第1項及び第29条の2第1項の規定により入院させた精神障害者又はその扶養義務者が入院に要する費用を負担することができると認めたときは、その費用の全部又は一部を徴収することができる。 2 特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①措置入院及び緊急措置入院に要する費用の費用の徴収に関する事務(法第31条)
③システムの名称	措置入院患者台帳(Excel)、大分県統合利用番号連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
措置入院患者台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表22の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表38の項、39の項、40の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大分県福祉保健部障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大分県情報センター 所在地: 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話番号: 097-506-2285
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大分県福祉保健部障害福祉課 所在地: 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話番号: 097-536-1111(内線2741)
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[ ]適用した

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [ 1,000人未満(任意実施) ] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年2月28日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年2月28日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ○ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ○ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[  人手を介在させる作業はない ]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバー真正性確認を行っているため。	

## 9. 監査

実施の有無

[  自己点検 ]

[  内部監査 ]

[  外部監査 ]

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[  十分に行っている ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[  全項目評価又は重点項目評価を実施する ]

最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[ 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ol>
------------------	--

当該対策は十分か【再掲】	<p>[ <input type="checkbox"/> 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ol>
判断の根拠	書類の管理は担当では行わず、集中課に引き渡すようにしておおり、管理簿を用いて不要の持ち出しがおこなわれないようチェックを行っているため。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月15日	4—②法令上の根拠	<p>【情報照会】            ○番号法第19条第7項(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 22の項から24の項            ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号、以下「別表第二主務省令」という。)第16条、第17条            ※番号法別表第二22の項は主務省令未制定</p> <p>【情報提供】            ○番号法第19条第7項(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 56の2の項            ○別表第二主務省令 第30条</p>	<p>【情報照会】            ○番号法第19条第7項(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 22の項から24の項            ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号、以下「別表第二主務省令」という。)第15条、第16条、第17条</p> <p>【情報提供】            ○番号法第19条第7項(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 56の2の項            ○別表第二主務省令 第30条</p>	事後	別表第二主務省令の改正
令和1年6月25日	IV 基礎項目評価書		新様式への変更	事後	基礎項目評価書の改正
令和5年5月30日	I — 3 法令上の根拠	<p>○住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)            第30条の11第1項第1号(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) 別表第三の7の10            第30条の15第1項第1号(本人確認情報等の利用) 別表第五の9の7            ○住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令(平成14年総務省令第13号) 第3条第26項及び第5条25項</p>	削除	事後	
令和5年5月30日	I — 4—②法令上の根拠	番号法第19条第7項	番号法第19条第8号	事後	
令和5年5月30日	II — 1 いつ時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和5年2月28日時点	事後	
令和5年5月30日	II — 2 いつ時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和5年2月28日時点	事後	
令和7年12月26日	I — 2 特定個人情報ファイル名	措置入院患者台帳※予定	措置入院患者台帳	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月26日	I－3 法令上の根拠	<p>○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項(利用範囲) 別表第一の14の項</p> <p>○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第14条</p>	<p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表22の項</p>	事後	
令和7年12月26日	I－4－②法令上の根拠	<p><b>【情報照会】</b></p> <p>○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 22の項から24の項</p> <p>○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号、以下「別表第二主務省令」という。)第15条、第16条、第17条</p> <p><b>【情報提供】</b></p> <p>○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 56の2の項</p> <p>○別表第二主務省令第30条</p>	<p><b>【情報照会】</b></p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表38の項、39の項、40の項</p>	事後	
令和7年12月26日	IV－8. 人手を介在させる作業	－	新様式への変更	事後	
令和7年12月26日	IV－11. 最も優先度が高いと考えられる対策	－	新様式への変更	事後	